

「新潟観光ドライブパス レンタカーセットプラン」利用約款

2024年7月1日制定
東日本高速道路 新潟支社

（通則）

第1条 本約款は、東日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する、新潟観光ドライブパス レンタカーセットプラン（以下「本商品」といいます。）について適用します。

（定義）

第2条 本約款の中で使用する用語は、別段の定めがない限り、以下のように定義します。

- 一 ETC無線通信 ETCシステム利用規程第2条に定める、ETCシステムにおける無線通信をいいます。
- 二 ETC車載器 ETCシステム利用規程第3条に定める、自動車に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 三 指定レンタカー会社 自家用自動車有償貸渡業のうち、本商品が利用できる自動車を貸し出すものとして当社が指定した会社をいいます。
- 四 指定ETCカード 指定レンタカー会社が本商品利用者に使用を認めたETCクレジットカードをいいます。
- 五 外国人他 日本国の在留資格を持つ外国人、または外国政府が認めたその国の永住権を持つ日本人をいいます。
- 六 セットアップ ETCシステム利用規程第3条に定める、ETC車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

（対象車両）

第3条 本商品をご利用いただける自動車は、指定レンタカー会社が貸し出すETC無線通行により通行が可能なものに限り、

- 2 本商品を利用できる自動車は、ETC無線通行により通行が可能な普通車及び軽自動車等（車種区分は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定により当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。以下同じ。）に限り、

（対象区間）

第4条 本商品は別添1に定める区間（以下「周遊エリア」といいます。）の通行に適用します。

（対象区間外走行）

第5条 周遊エリア以外の料金所を利用した通行については、以下の通り取り扱います。

- 一 入口料金所、出口料金所ともに周遊エリア以外の料金所を利用した場合、その通行は本商品の適用を受けません。

- 二 周遊エリア内の料金所を入口とし、周遊エリア以外の料金所を出口とする通行及び周遊エリア以外の料金所を入口とし周遊エリア内の料金所を出口とする通行については、周遊エリア内にあたる部分と周遊エリア以外にあたる部分で通行を分割し、前者は本商品の適用を受け、後者は本商品の適用を受けません。

(適用期間)

第6条 本商品をご利用いただける日は、2024年7月1日から別途定める日までとします。

2 本商品の利用期間は、あらかじめ申込みした利用開始日を含め連続する最大3日間（利用開始日の0時から利用最終日の24時まで。）とします。なお、本商品は申込時に登録された利用開始日によっては、利用期間が2日間または利用開始日1日限りとなる場合があります。ただし、当社が別途指定した日（当該日が決まり次第、本商品のホームページにてお知らせします。）に該当する日を利用期間に含む申込みはできません。

3 各通行にかかる通行日の判定は、入口料金所または出口料金所の通行日時をもって行います。ただし、日本海東北自動車道 中条本線料金所においては、上り線走行の場合、胎内スマート IC をご利用時においては胎内スマート IC の通行日時、荒川胎内 IC をご利用時は中条本線料金所の通行日時、下り線走行の場合、胎内スマート IC をご利用時は胎内スマート IC フリーフローアンテナの通行日時、荒川胎内 IC をご利用の場合、胎内本線フリーフローアンテナ通行日時をもって判定します。

(利用条件)

第7条 本商品の適用により高速道路を通行する際は、次の各号の条件をすべて満たしている必要があります。

- 一 本商品の申込者が、レンタカー会社が定める日本国内で運転するために必要な資格を有する外国人他であること
- 二 前号に該当することを証明することができるパスポートまたは永住権許可書及び国際運転免許証あるいは外国運転免許証を携帯していること
- 三 指定 ETC カードを使用すること
- 四 本約款に同意していること

(申込方法)

第8条 本商品を利用する場合は、本約款に定める事項を承諾のうえ、指定レンタカー会社の窓口で申込み下さい。

- 2 申込みの際は、申込日、申込者氏名、国籍及び利用期間を利用申込書に記入してください。
- 3 指定レンタカー会社が本商品の申込みを確認した時点をもって申込内容を有効とし、当社は申込内容を登録します。

(利用方法)

第9条 指定レンタカー会社から自動車を借り受け、指定 ETC カードを受け取ってください。

2 関係法令、ETC の利用方法を遵守のうえ、前項による自動車と指定 ETC カードを使用して周遊エリア内の高速道路をご通行ください。

3 入口 ETC レーンが点検等により利用できなかった場合には、入口一般レーンで通行券を受取り、出口一般レーンの料金所係員に通行券と指定 ETC カードを渡してください。また、出口 ETC レーンが閉鎖している場合も同様に、出口一般レーンの料金所係員に指定 ETC カードを渡してください。

4 本商品を申込した利用期間内であれば、周遊エリアの IC 間を回数制限なく通行できます。

5 通行料金をお知らせする料金所の路側表示機、ETC 車載器のモニター及び ETC 車載器の音声案内等では、本商品が適用にならなかった場合の料金額が案内されますが、本商品の適用要件を満たしていれば案内された料金は適用しません。

6 旅程が終了しましたら、指定レンタカー会社に自動車及び指定 ETC カードを返却してください。

(請求等)

第10条 本商品の料金は、指定レンタカー会社の窓口でお支払いください。

2 申し込みされた利用期間中に通行実績がなかった場合には、申し込みは無効となり、本商品の料金は請求しません。

3 申し込み日数を超える走行があった場合は、超えた分の走行について別途通行料金を請求いたします。

4 周遊エリア外の料金所を利用した通行があった場合には、周遊エリア外の通行について別途通行料金を請求いたします。

5 本商品を利用する場合、指定レンタカー会社で借り受けた車種より上位の車種で通行した場合は、当社は、各通行について当該上位の車種の通常料金の支払いを受けます。(本商品は適用されません。)登録車種より下位の車種で通行した場合は、当社は、登録した車種にかかる本商品の料金の支払いを受けます。

6 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社は、利用期間の全ての通行にかかる通常料金の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、当社は、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第26条の規定により、通常料金のほか割増金の支払いを受けません。

一 セットアップされた ETC 車載器を自動車に取り付けずに通行したとき

二 指定 ETC カードを同時に 2 台以上の自動車に使用したとき

三 前 2 号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき

7 指定レンタカー会社が定める指定 ETC カードの貸与にかかる費用を、別途指定レンタカー会社へお支払いいただく場合があります。

(解約等)

- 第11条 利用期間中に指定 ETC カードを使用し、周遊エリアを通行された場合、途中解約、払戻し及び一部返金はいりません。
- 2 本商品の解約手続きは、指定レンタカー会社の窓口にて、利用開始まで可能です。
 - 3 利用期間中であっても、指定 ETC カードを使用した周遊エリアの通行が無い場合に限り解約できます。
 - 4 登録された利用期間中に高速道路の通行が無かった場合には、本商品は自動的に解約となり、すでに本商品の料金をお支払いいただいていた場合には、指定レンタカー会社の窓口で本商品の料金を返金します。
 - 5 本商品の申込内容を変更することはできません。本商品の申込みを一度解約した上で、再度申込みください。

(個人情報)

- 第12条 本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定めるプライバシー保護に関する方針(「新潟観光ドライブパス レンタカーセットプラン」のプライバシー保護に関する方針)に従って適切に取り扱います。

(免責事項)

- 第13条 当社は、次の各号に掲げる場合に本商品申込者が被った被害について、一切責任を負いません。
- 一 当社の責めに帰することができない申込内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼした場合
 - 二 当社の責めに帰することができない ETC 利用上の事情により、本商品の利用に影響を及ぼした場合
 - 三 当社及び公社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害もしくは事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざん又は窃取された場合
 - 四 通行止め又は交通障害により、本商品のご利用に影響を及ぼした場合
 - 五 天災地変その他の不可抗力により、本商品のご利用に影響を及ぼした場合

(約款の変更)

- 第14条 本約款は、特別の事情により変更することがあります。
- 2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。
 - 3 当社は、前項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

別添1 周遊エリア

